議案第50号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

退職した職員の再就職状況の公表について定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例(平成29年葛飾区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条の6第2項」を「第38条の6」に改める。

第3条中「葛飾区教育委員会」の次に「。以下同じ。」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(報告及び公表)

- 第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、葛飾区長 (以下「区長」という。) に報告しなければならない。
- 2 区長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。